

生駒市燃やすごみ半減プラン

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（案）

平成23年

生駒市

目次

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	1
第3節 計画目標年度	2

第2章 燃やすごみ半減を実現するための課題

第1節 ごみ処理・資源化の現状と動向	4
(1) 分別収集等の概況	4
(2) ごみ排出量の動向	4
(3) 焼却処理量、最終処分量の動向	6
(4) ごみ減量・資源化の取り組みの現状と資源化率	6
第2節 燃やすごみ半減を実現するための課題	6

第3章 ごみ処理基本計画見直しの方針

第1節 計画の基本理念	11
第2節 基本方針	11
I 市民・事業者のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動へ誘導	11
II 家庭系ごみの減量・資源化の推進	11
III 事業系ごみの減量・資源化の推進	12
IV 燃やすごみ半減の実現に向けた処理システムの構築	12
第3節 燃やすごみ半減実現のための重点施策	12

第4章 重点施策の実施による燃やすごみ半減の実現

第5章 燃やすごみ半減を実現するための施策

第1節 市民・事業者のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動へ誘導	18
(1) ごみ減量・資源化に関する情報提供・意識啓発の推進	18
(2) 環境教育・環境学習の推進	18
(3) ごみ減量・資源化に取り組む経営姿勢の確立	18
第2節 家庭系ごみの減量・資源化の推進	19
(1) 分別排出ルールの周知徹底	19
(2) 多様な資源回収システムの構築	19
(3) あらゆる主体との連携を強化し、ごみ減量・資源化の取り組みを推進	20
第3節 事業系ごみ減量・資源化の推進	21
(1) 排出事業者に対するごみ減量・資源化指導の強化	21

(2) 多量排出事業所によるごみ減量・資源化の取り組みの促進	21
(3) 小規模の事業所によるごみ減量・資源化行動の促進	22
(4) 市の公共施設における率先行動の充実	22
(5) 事業者と市民の協働による食品ロス等のごみ減量・資源化の促進	22
第4節 燃やすごみ半減の実現に向けた処理システムの構築	22
(1) 効果的・効率的なごみ収集・運搬体制の構築	22
(2) 高齢化社会に対応した収集サービスの充実	23
(3) ごみ処理費用適正負担制度導入の検討	23
(4) 環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設等の整備・維持管理の徹底	24
(5) 有害ごみ等対策の推進	24
(6) 広域的連携の強化	25
 第6章 計画推進のために	26
(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理	26
(2) 進捗状況の公表	26
 第7章 重点施策の実施スケジュール	27

資料編

資料1 重点施策の実施による焼却ごみの半減の算定過程	31
----------------------------	----

見直しのポイント
○計画策定の趣旨について、燃やすごい半減を目指し抜本的に計画を改定することが趣旨であるとした文章に訂正

第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物は、バブル景気の拡大に伴い全国的に急増しましたが、近年の景気低迷の影響、分別収集の多種分別化やもったいない意識の浸透等によるごみ減量行動の拡大などにより、平成12年度をピークにして減少傾向が続き、現在ではバブル景気が始まったと言われている昭和61年度のごみ排出量に近づいています。

しかし、今日の地球は、資源やエネルギーの浪費により、天然資源の枯渇や地球温暖化現象が顕在化し、人類存続の危機に直面していると言われています。それにも関わらず、私たちの暮らしは依然として、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを基調とし、そこからの脱却ができていません。

このため、国は、温室効果ガスの中期削減目標として、平成32年（2020年）に平成2年（1990年）の25%以上の削減、また、長期削減目標として、平成62年（2050年）に80%以上の削減を国際的に約束¹⁾しました。さらに、地球の生態系と共生し、持続的に成長・発展できる経済社会をつくっていくため、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けての各取り組みを統合的に推進する方針²⁾を打ち出しています。

豊かな地球環境を次世代に継承していくためには、私たちの暮らしの基盤となる生駒市においても、持続可能な社会の実現に向けて取り組みを推進していく必要があります。

環境先進都市を目指す生駒市は、循環型社会構築や地球温暖化防止等のため、様々な試みに挑戦してきました。

今回とりまとめた『燃やすごい半減プラン－生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画－』は、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築による持続可能な社会の実現に向けて、「燃やすごい半減」を目標とするとともに、これまでのごみ処理事業のあり方を抜本的に見直して、目標実現のための基本戦略を定めたものです。生駒市は、本基本計画に基づきさらなる挑戦をしていきます。

1) わが国の中期目標として、地球温暖化を止めるための科学が要求する水準に基づくものとして、2020年までに1990年比25%削減を目指すものとする鳩山前内閣総理大臣演説を行いました。2009年11月に日米両国首脳の間で発表された「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」において、2050年までに自国の排出量を80%削減することを目指すとともに、同年までに世界全体の排出量を半減するとの目標を支持することを両国で合意しました。

2) 「第2次循環型社会形成推進基本計画」で示された持続的可能な社会実現の方針です。

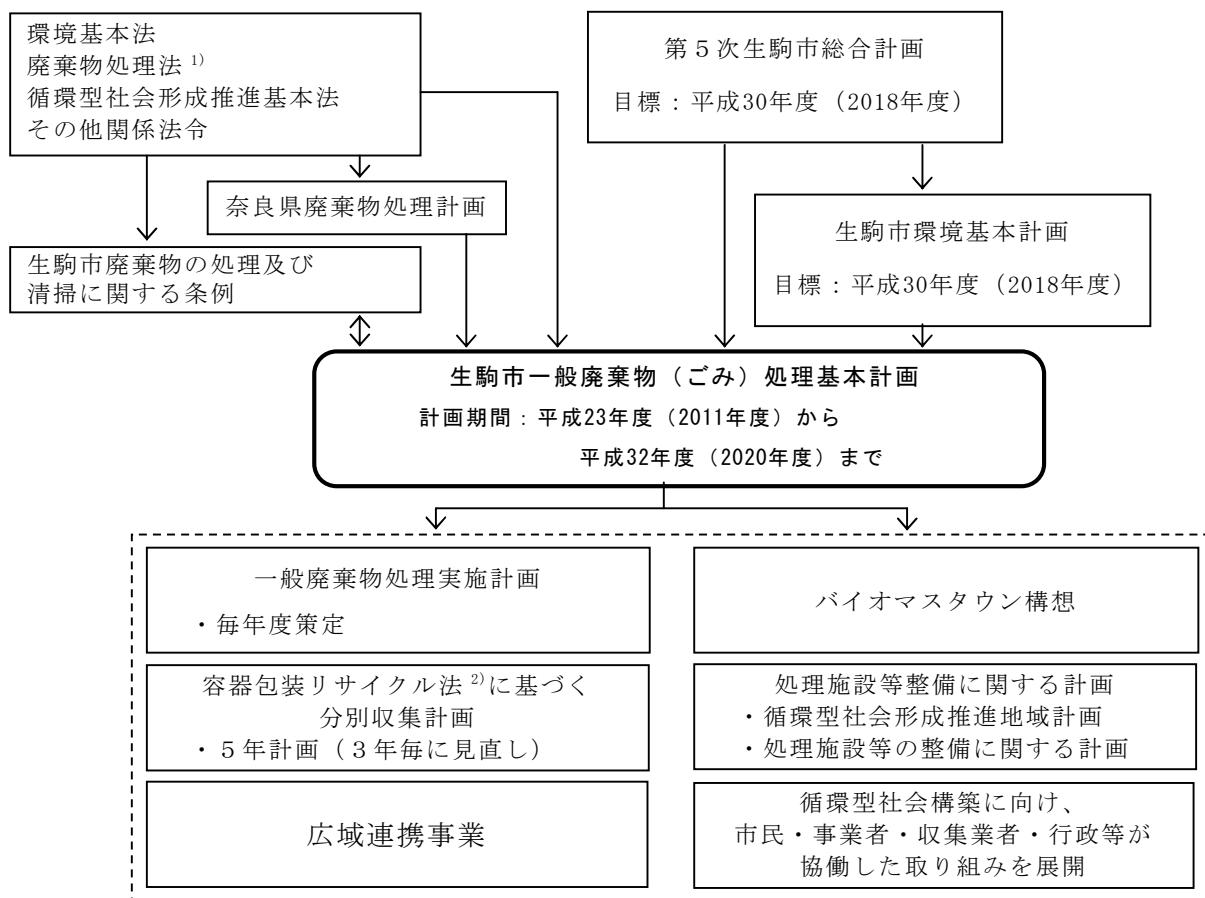
第2節 計画の性格と位置付け

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」と言う。）第6条第1項の規定に基づき定めるものであり、燃やすごい半減による持続可能な社会の実現という長期的展望を持って、平成23年度から32年度に至る今後の10年間の生駒市のごみ減量・資源化及び適正処理の取り組みの基本方針を示すものです。

本基本計画の性格と位置付けは以下のとおりです。

- I. 上位計画である「第5次生駒市総合計画」(平成22年3月策定)、「生駒市環境基本計画」(平成21年3月策定)の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画です。
- II. 廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、生駒市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例等との整合性を保ちつつ、今後のごみの適正処理とごみ減量の推進を目指した取り組みに関して、一般廃棄物処理行政全般に係る基本的方向を定めた計画です。
- III. 一般廃棄物処理実施計画(毎年策定)、バイオマстаун構想、分別収集計画、ごみ処理施設整備計画等の基本指針であるとともに、近隣都市等と広域連携事業を実施する場合の指針となるものです。また、これらの計画や近隣都市と連携して、燃やすごみ半減を目指していきます。
- IV. 本基本計画に基づき、毎年度実施する施策内容を一般廃棄物処理実施計画に取りまとめますが、同実施計画を活用して、本基本計画の進行管理を行っていきます。
- V. 循環型社会の構築に向けた、市民・事業者・収集業者・市の四者協働の取り組みの長期展望を示しています。

図1-1 計画の性格と位置付け



注1)廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2)容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

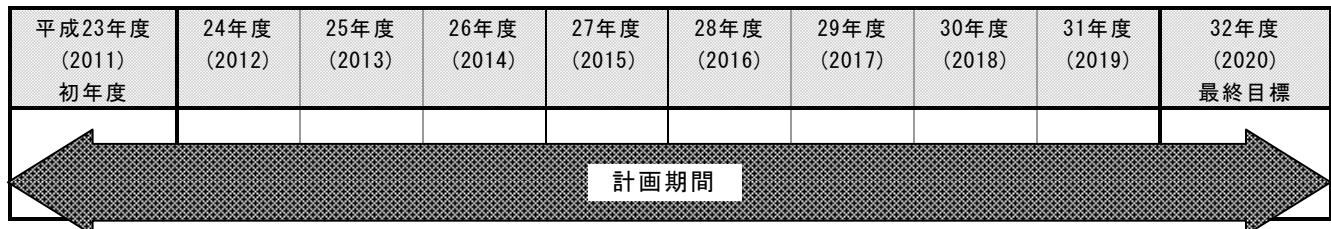
第3節 計画目標年度

前計画は平成17年3月に平成25年度（2013年度）を最終目標年度として策定され、計

画期間が3年間残っていますが、燃やごみ半減を目指して抜本的見直しを行うため、平成23年度（2011年度）を初年度とし、10年後の平成32年度（2020年度）を最終目標年度とした計画を策定しました。

計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物処理・資源化に関する法律・諸制度が大きく変化した場合、また、本市の実態と本基本計画の内容とに差異が生じた場合などにおいては、適宜計画を見直します。

図1-2 計画の目標年度



〈参考〉第5次生駒市総合計画

【計画期間】 基本構想：平成21～30年度
基本計画 前期：平成21～25年度 後期：平成26～30年度

【基本構想】

(将来都市像) 市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒
(まちづくりの目標) I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(人口・世帯数のフレーム) 121,000人 46,000世帯（平成30年）
(廃棄物部門に関する施策の大綱)

環境配慮社会の構築：地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの利活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適正な処理を行います。

【基本計画（前期）】

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(3) 環境配慮型社会の構築

① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

■目指す姿

② 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識が、市民や事業者に浸透し、持続可能なまちづくりがなされている。

③ 市民・事業者との協働により、資源とごみの分別が適切になされるなど、ごみ処理のルールが守られ、ごみの発生の少ないまちになっている。

〈参考〉生駒市環境基本計画

【計画期間】 平成21～30年度

【総合ビジョン】 豊かな自然と歴史と未来が融合したまち「いこま」

【分野別ビジョン】

自然環境分野ビジョン：四季を感じられる生駒

せいかつ環境分野ビジョン：「する」をすぐれた地球にやさしい暮らし

まち・みち環境分野ビジョン：歩きたくなるたのしいまち・みち

エネルギー環境分野ビジョン：省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち

見直しのポイント
○課題を重点施策につながるように再編集しました。

第2章 燃やすごみ半減を実現するための課題

第1節 ごみ処理・資源化の現状と動向

(1) 分別収集等の概況

家庭から排出されるごみは平成22年度時点では、6種分別し（燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（びん・缶、ペットボトル）、燃える大型ごみ、有害ごみ）、委託収集しています。一方、事業系ごみについては許可業者が収集しています。

処理・処分では、ごみの中継施設である清掃リレーセンター（平成3年3月竣工 120t/日）に搬入後、清掃センター（平成3年3月竣工 220t/日）に搬送し、焼却処理しています。焼却残渣及び破碎残渣は、大阪湾フェニックス最終処分場に搬入して処分するとともに、適正処理困難物は民間最終処分場で処分しています。なお、清掃リレーセンターへは市民・事業者によるごみの直接持込にも対応しています。

なお、分別収集に関しては、平成19年11月からごみ袋の透明・半透明化を導入するとともに、燃える大型ごみへの電話リクエストによる収集を平成22年10月から実施しています。さらに、平成23年度からは、燃える大型ごみに加え、燃えないごみも電話リクエストの対象とするとともに、ペットボトル等の収集頻度などを見直し、市民サービスの向上を図っています。また、モデル事業として実施していたプラスチック製容器包装の分別収集を平成23年10月から全市で実施する予定です。さらに、プラスチック製容器包装の全市分別収集に合わせて、これまでの非効率な収集ルートを見直し、収集の効率化に取り組みます。

(2) ごみ排出量の動向

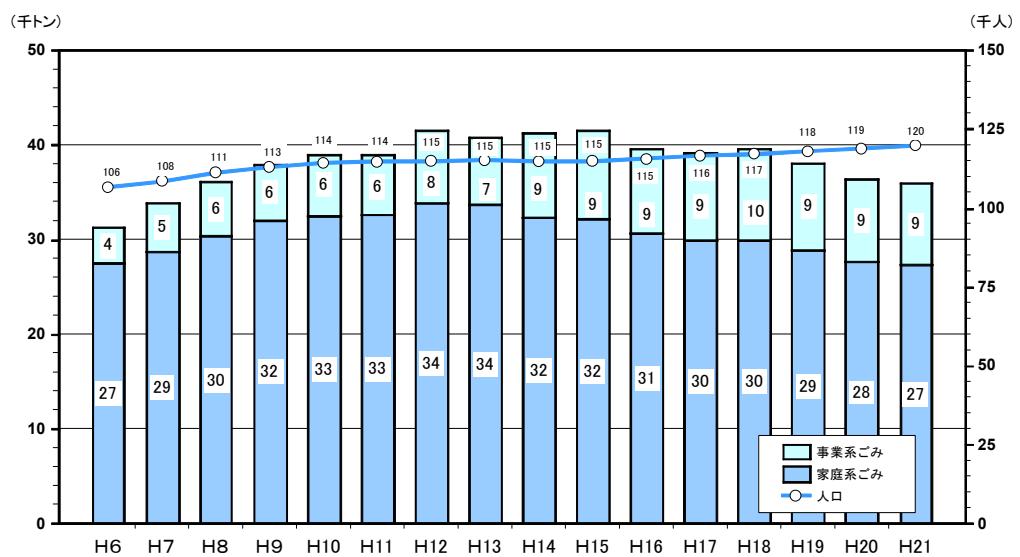
生駒市のごみ排出量の推移を図2-1に示しています。また、前基本計画のごみ排出量の目標と実績を比較して図2-2に示しています。

家庭系ごみは、人口が微増しているにもかかわらず、平成12年度の34,000tをピークに減少傾向を示しています。特に、平成19年11月には、ごみ袋の透明・半透明化が導入され、それ以降、毎年減少傾向が続いている。このこともあり、実績の推移は前基本計画で目標としていたごみ排出量より少なく、目標を達成しています。平成19年度以降その差が大きくなっています。

一方、事業系ごみについては、市内の事業所数が平成13年の2,482事業所から平成18年に2,593事業所（「事業所・企業統計」（総務省）から）へと増加しているにも関わらず、また、平成18年頃にいくつかの大型商業施設の開店がありながら、増加は抑えられ横ばい傾向で推移しています。しかし、図2-2に示すように前基本計画で目標としていたごみ排出量よりも実績の推移は多く、目標を達成できていません。

なお、ごみ排出量の内訳は図2-3に示すように、家庭系ごみが3/4を占めています。

図2－1 ごみ排出量の推移



注) ごみ排出量とは、生駒市が収集している6種分別のごみと、許可業者収集している事業系ごみ及びリレーセンター等への持込ごみです。

図2－2 前一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のごみ排出量目標の達成状況

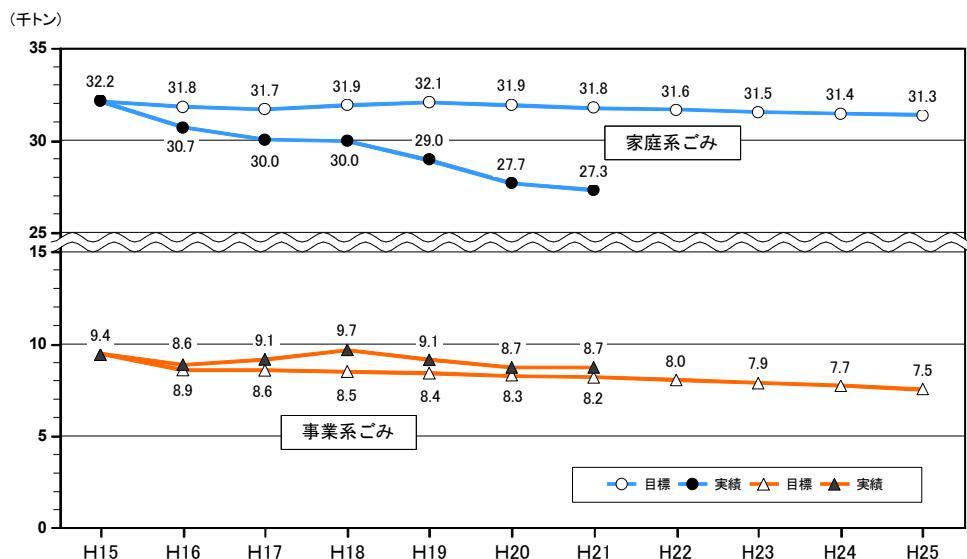
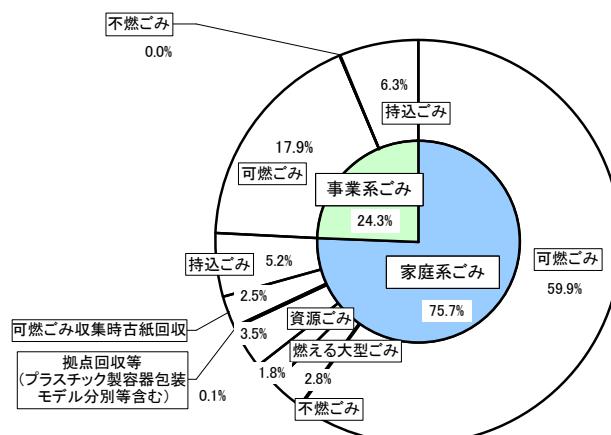


図2－3 ごみ排出量の内訳（平成21年度）

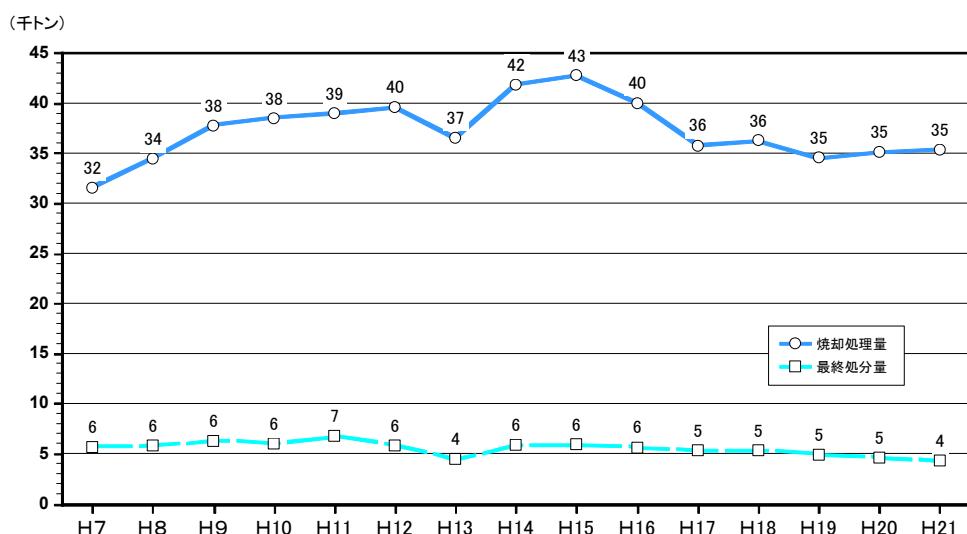


(3) 焼却処理量、最終処分量の動向

焼却処理量、最終処分量の推移を図2-4に示しています。焼却処理量は、平成15年度をピークとして最近は35,000tで推移しています。一方、最終処分量は概ね5,000tで推移しています。

「循環型社会」、「低炭素社会」の構築による持続可能な社会の実現に向けた、「燃やすごみ半減」の目標を達成するために、現在の焼却処理量35,000tを最終目標年度には17,500t以下にする必要があります。

図2-4 焼却処理量、最終処分量の推移



(4) ごみ減量・資源化の取り組みの現状と資源化率

ごみ減量・資源化については、びん・缶、ペットボトルを分別収集するとともに、燃えるごみの日に出された古紙を分別回収して資源化しています。それ以外に、ペットボトル、発泡製トレイ、牛乳パックの拠点回収、集団資源回収への補助金交付（4円/kg）、生ごみ処理容器及び処理機購入への補助、また、使用済み食用油の回収などに取り組んできました。

さらに、エコパーク21（し尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、生ごみ等を受け入れ、堆肥化・メタン醸酵等の方法により、有機性廃棄物を有効利用しようとする汚泥再生処理施設）には、平成18年度から年間300t程度の大型店舗や学校給食センターから排出される生ごみを投入して堆肥化・メタン発酵による資源化を行っています。

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みとしては、本市のホームページに不用品コーナーを掲載するとともに、環境フリーマーケットを開催しています。これに加えて、市民活動グループ・事業者との協働事業として、家庭用陶磁器製食器及びガラス製食器のリユース・リサイクル事業に取り組むとともに、事業者、生駒市環境地域協議会「ECOMA」、生駒市の3者によるレジ袋削減の環境協定の締結を行っています。さらに、自主的にごみの減量化・資源化に関する活動を行っている店舗等を環

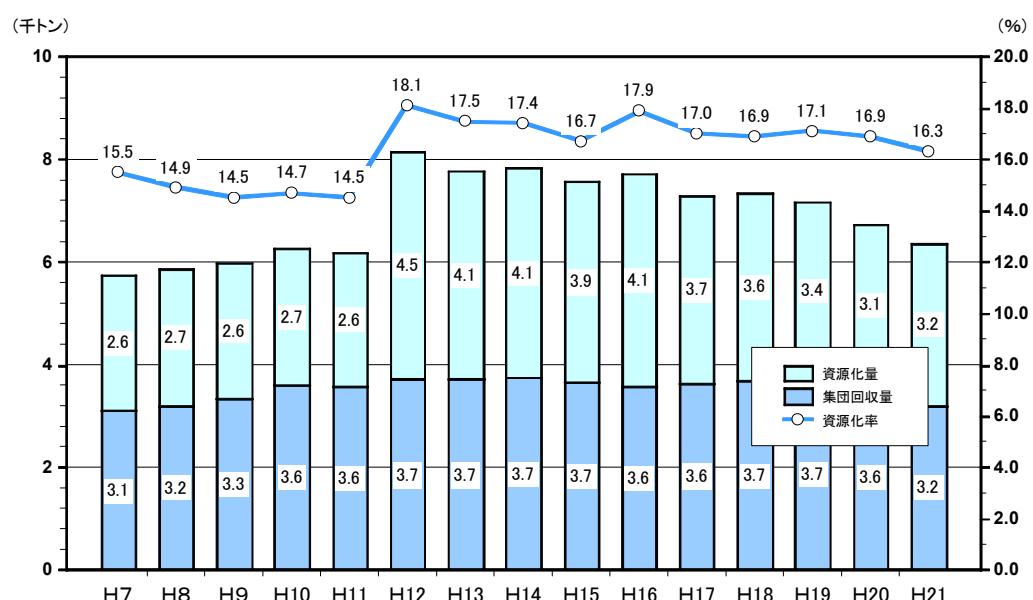
境にやさしいお店として認定するエコハート事業に取り組んでいます。

市民広報事業としては、ごみガイドブックの全戸配布による排出ルールの理解度向上などに取り組んできました。

環境に関する教育・学習に関しては、小学校4年生を対象とした社会副読本の配布及び収集業者と連携したごみ収集体験学習やごみのリサイクル施設等を見学する1日環境教室を実施しています。

資源化量の推移では、図2-5に示すように可燃ごみ（燃えるごみ）の収集時に排出される古紙回収を始めた平成12年度の8,200tをピークに減少しています。最近は、ごみステーションに排出された空き缶や古紙等の資源ごみを不法に抜き取る業者による影響もあり、減少量が増えていると考えています。なお、平成21年度における資源化率（（分別収集等による資源化量+集団資源回収量）÷（ごみ排出量+集団資源回収量））は約16%です。

図2-5 資源化量及び資源化率の推移



第2節 燃やすごみ半減を実現するための課題

「循環型社会」、「低炭素社会」の構築による持続可能な社会の実現に向けて、「燃やすごみ半減」を実現するための課題を以下に整理しました。

①家庭系ごみ中に含まれる資源化可能物の削減

■燃やすごみの7割の削減が可能

家庭系ごみ中には、図2-6に示すように、プラスチック製容器包装やペットボトルのプラスチック類約10%、新聞紙、雑誌・書籍、段ボール、ミックスペーパー（紙製容器包装、折り込み広告・PR誌等）、紙パックの紙類が約22%、生ごみ（厨芥類）と剪定枝を合わせたバイオマスが約38%含まれており、これらを合わせた資源化可能物をすべて可燃ごみ（燃えるごみ）から削減できれば、燃やすごみの7割の削減が可能です。

■ プラスチック製容器包装の削減

このうち、プラスチック製容器包装については、平成23年10月から全市分別収集を開始します。ただし、市民にはごみの出し方が分かりにくく、分別に手間がかかるため、分別への参加率を高めることが課題です。

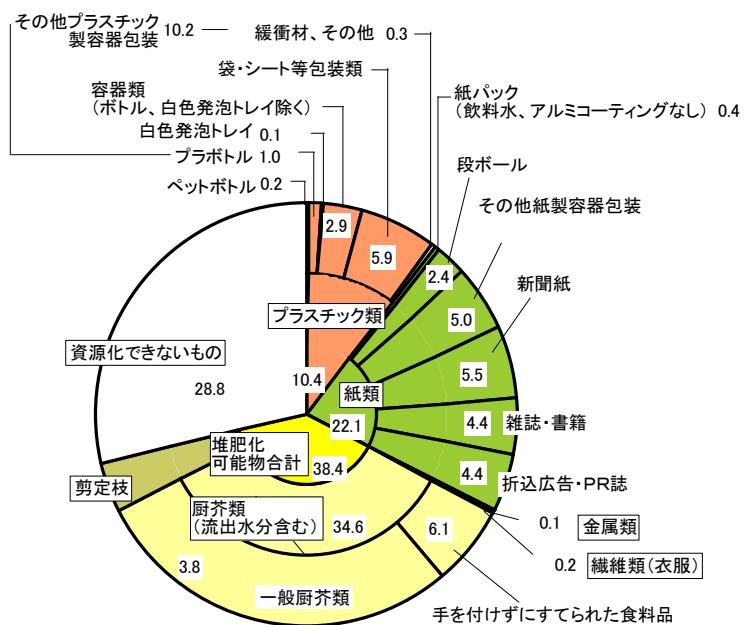
■ 紙類（新聞紙、雑誌・書籍、段ボール、ミックスペーパー）の削減

紙類については、現在、集団資源回収や可燃ごみ（燃えるごみ）収集時の古紙回収等で対応していますが、両者を合わせた古紙類の回収量は市民1人1日当たり93g（平成21年度）であり、例えば、枚方市の143g（平成21年度）、神戸市の125g（平成21年度）に比べ少なく、集団資源回収の未実施地区での回収活動の活性化に取り組むことが課題です。さらに、紙箱、包装紙、PR誌、封筒等のミックスペーパーについては、資源化可能な紙として市民への馴染みも薄く、古紙回収への排出を呼びかけていく必要があります。

■ バイオマスの削減

可燃ごみ（燃えるごみ）中には、生ごみ（厨芥類）と剪定枝のバイオマスが約38%含まれています。これらの資源化は、堆肥化・チップ化等により土に戻し、農産物や樹木を育て、生態系の循環の構築が可能であり、ごみの削減効果も大きく期待できます。

図2-6 家庭系可燃ごみ中の資源化可能物の割合



② プラスチック製容器包装全市分別収集を契機として情報提供手法の確立

■これまでのごみの出し方に関する情報提供と課題

生駒市では、これまでに分別収集の拡充を行ってきましたが、パンフレットの配布や広報紙への掲載にとどまり、また、地域住民に対する説明では、自治会役員への説

明は行っても地域の住民全体を対象としたごみの出し方等の地元説明は十分とは言えませんでした。しかし、今年度秋に全市実施するプラスチック製容器包装は、市民の分別への参加率を高め、できる限り収集量を増やすことが重要です。このためには、ごみの出し方等を市民に理解してもらうことが必要で、これまでのような一方的な出し方に関する情報の提供ではなく、**質問等にきちんと答える双方向の地元との対話集会の開催が必要と考えています。**

■情報提供手法の確立のための工夫の試行

このため、既にプラスチック製容器包装の分別収集をモデル実施している地域の住民の方々に、分かりやすく説明する秘訣を学ぶなど、情報提供手法の確立のための工夫をしていく必要があります。

さらに、自治会に関心が少ない、アパートやマンションの若い世代の居住者に対しては、**ごみ問題だけでなく生駒市の諸施策に関する情報が伝わりにくいことが多い現状を改善するため**、プラスチック製容器包装分別収集への説明を契機に、多くの人の目に触れる駅等へ分別収集開始のポスター掲示、インターネットによる質問コーナーの充実など、これまでの自治会経由や広報紙を通じた情報伝達だけでなく、新しい情報提供の試みを取り入れていくことが重要と考えています。

③発生抑制や資源化に向け、市民と共に分別排出等の行動を起こす

■分別回収率の向上

消費・賞味期限切れで無駄に廃棄される食料品は、家庭系ごみ中約6%の割合を占めており、また、スーパー等の手提げレジ袋、使い捨て容器等の使い捨て行動から発生するごみも大きな割合を占めています。これらの発生抑制可能なごみの割合は30~40%（重量比）を占めているというデータもあります。

また、新聞紙、雑誌・書籍、段ボールは、集団資源回収や可燃ごみ（燃えるごみ）排出時の回収等の資源化ルートがあるにも関わらず、分別回収率（家庭から排出されている全ての新聞紙、雑誌・書籍、段ボールの量の内、資源化ルートに排出されている割合）は60%程度であり（資料1-2参照）、**分別回収率を高める諸施策を市民と共に実践したい**と思っています。

■ごみ問題に対する意識向上とその経済的効果を高めるごみ減量・資源化行動を市民と共に起こす

発生抑制や資源化に向けた分別排出の行動を多くの市民に実践してもらうためには、多様な資源化の手段を市民に提供し、資源を燃やしてしまうことは“もったいない”という意識付けと**共にそれらを形にできる実践行動を市民と共に起こしていく必要があります。**

このためには、**職員と市民の意識**をごみ問題に向けるように“もったいない運動”を全市的に展開するとともに、**その効果が生駒市財政にどのような形で現れてくるの**

かを市民と共に検証していくことが重要です。

そのためには例えば、家庭系ごみの有料化を目指す場合、単にこの是非を論じるだけでなく、市民の負担増を極力少なくするために収集から処理・処分の各工程の効率化を図るため、収集ルートの見直し、清掃リレーセンターの中継輸送機能の見直しなどの課題も共に考え実践的な解決方法を探していくことが重要となります。

④事業系ごみの削減

事業系ごみは、市内の事業所数が増加しているにも関わらず、増加は抑えられ横ばい傾向で推移しています。しかし、前基本計画で目標としていたごみ排出量を実績は上回っており、事業系ごみの削減が必要です。

■ごみ処理料金の適正化

事業系ごみの削減に当たっては、事業系ごみを収集している収集許可業者と連携して資源ごみの分別排出ができるない事業所への協力を求める取り組みをしていく必要がありますが、現在のごみ処理手数料はごみ10kg当たり50円です。生駒市の周辺都市のごみ処理手数料が10kg当たり60～100円であることに比べると安価であるとともに、中継輸送・中間処理・最終処分に要する費用である10kg当たり283円（平成20年度）と比べると2割にも達していません。また、生ごみ（厨芥類）を資源化する民間施設の受入料金は10kg当たり200円程度です。事業系ごみの資源化率を高めるため、ごみ処理原価に近づけるように処理手数料の見直しが必要です。

■資源化に努める事業所の経済負担軽減策を探し実施する

現在、日々のごみ排出量を意識してごみを出している事業所は少ない状況です。ごみを分別し、減量・資源化していくためには、ごみ排出量を認識し、その上でごみ減量・資源化に取り組むことが重要です。そのためには、有料袋制のように、ごみ排出量をごみ袋の枚数で認識し、排出量を減らすと経済負担が減ることがわかる仕組みの導入を検討していくことが必要です。

⑤バイオマス（生ごみ、剪定枝等）の資源化

バイオマスは家庭系可燃ごみ（燃えるごみ）の約38%と大きな割合を占め、事業系ごみ中のバイオマス（生ごみ・剪定枝等）も家庭系ごみと同様に大きな割合を占めています。

■エコパーク21の有効活用とバイオマстаун構想と有機的連携

生駒市は生ごみ（厨芥類）のメタン発酵と堆肥化が可能なエコパーク21（汚泥再生処理施設）を保有しており、この施設を有効に活用し、生ごみ（厨芥類）の資源化を図ることが課題です。また、バイオマстаун構想と有機的に連携し、生ごみ（厨芥類）や剪定枝などの資源化を図っていくことが必要です。

第3章 ごみ処理基本計画見直しの方針

本基本計画では燃やごみの半減を目指し、これまでのごみ処理事業のあり方を抜本的に見直して、目標実現のための基本戦略（燃やごみ半減実現のための基本方針、重点施策、個別施策等）を定めています。

本章では、本基本計画の basic 理念、燃やごみ半減実現のための基本方針と重点施策を整理しました。

第1節 計画の基本理念

焼却ごみを半減するためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、資源化（リサイクル）の3Rを推進し、焼却処理するごみそのものを削減する必要があります。

しかし、大量生産・大量消費・大量リサイクルの例えのように、膨大な資源とエネルギーを利用したリサイクル中心の循環型社会の構築を目指すことでは、天然資源の枯渇や地球温暖化を防ぐことはできません。

私たちは、日本人の心に生きるもったいない精神に基づき、市民、市民活動グループ、生産・流通事業者、ごみ収集・処理業者等、あらゆる主体との連携を強め、協働の取り組みを展開し、無駄な物を買わない・売らない、物を大切に使う、繰り返して使うなどの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の行動を最優先に実践し、ごみとしてすることをやめて、循環型社会の構築を目指すことを計画の基本理念とします。

するのことをやめて、循環型社会の構築を目指します

第2節 基本方針

7つの重点施策を貫く共通の取り組み方針を以下のように定めました。

I 職員・市民・事業者のごみ減量・資源化に対する理解を深め、**実践行動を共に起こす**

誘導という発想は止め！！

ごみ減量・資源化に関する情報提供の充実、**職員・市民・事業者**のごみ減量・資源化に関する意識の**向上を目指し**、環境教育・環境学習の充実を図り、**職員・市民・事業者**のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動を**共に起こします**。

II 家庭系ごみの減量・資源化の推進

市民一人ひとりの分別排出への協力や生ごみ（厨芥類）の堆肥化、集団資源回収等の地域単位のごみ減量・資源化、環境NPO等の市民活動グループによるごみ減量・

資源化の取り組みなど、多様なごみ減量・資源化の取り組みが市内で展開されるよう に、活動グループ等の活動状況の紹介、取り組みへの助成制度の充実等、活動への支援体制を拡充するとともに、分別収集や拠点回収を充実していきます。さらに、**職員**・市民、市民活動グループ、地域、事業者等の多くの主体間の連携による協働のごみ減量・資源化の取り組みが展開されるよう、生駒市はコーディネート役を発揮します。

III 事業系ごみの減量・資源化の推進

住宅都市である生駒市は、事業系ごみの比重はそれほど高くありません。しかし、事業系ごみの排出量は最近横ばいであり、**公共機関、教育機関**、商工会議所、各種事業者団体、収集許可業者、資源回収業者等の事業系ごみ減量・資源化に係る関係者と連携を深め、事業系ごみの減量・資源化を推進していきます。

IV 燃やすごみ半減の実現に向けた処理システムの構築

燃やすごみ半減の実現に向けて、プラスチック製容器包装、生ごみ（厨芥類）等の効率的な分別収集体制を**市民、事業者**、収集業者と連携して構築していきます。また、資源化施設等の受入施設について、市施設としての整備、民間委託等について調査・検討していきます。なお、処理システムの構築に当たっては、バイオマстаウン構想等の各種ごみ減量・資源化に関する計画と連携して処理システムを構築していきます。

また、ごみ減量・資源化の促進やごみ処理費用負担の公平性の確保等の観点から、家庭系ごみの適正費用負担のあり方について検討していきます。さらに、事業系ごみについては、ごみ減量促進に有効である有料指定袋制を導入していきます。

第3節 燃やすごみ半減実現のための重点施策

燃やすごみ半減を実現するための重点施策として以下の7つの施策に集約しました。

① “もったいない運動” の展開による発生抑制の推進

消費・賞味期限切れで無駄に廃棄される食料品は、家庭系ごみ、事業系ごみともかなりの割合を占めており、また、スーパー等の手提げレジ袋、使い捨て容器等の使い捨て行動から発生するごみも大きな割合を占めています。これらの発生抑制可能なごみの割合は30～40%（重量比）を占めているというデータもあります。また、これらの発生抑制に取り組むためには、市民（買う人）と事業者（売り人）の相互理解・連携の取り組みが不可欠です。

このため、“もったいない運動”を展開し、私たちの暮らしや事業活動を根本から見直し、また、市民・事業者の協働の取り組みの気運を高め、家庭系ごみ、事業系ごみの発生抑制を推進します。

②プラスチック製容器包装分別収集の実施

プラスチック製容器包装は家庭系ごみの重量比で約10%、容積比で約36%を占めています。プラスチック製容器包装の分別収集は、焼却ごみの削減だけではなく温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。このため、平成23年10月から全市分別収集を実施していくますが、容器包装の区分やどの程度まで洗えばよいのかなど市民が理解しにくい面もあり、きめ細かな地元説明会の開催等により市民へ正しい排出方法を浸透します。

③家庭系ごみ中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進

可燃ごみ（燃えるごみ）中の新聞・雑誌・段ボール等の古紙類、紙箱・包装紙等の紙製容器包装やパンフレット等のミックスペーパーの2つの資源化可能な紙類を合わせると約22%（重量比）となります。後者のミックスペーパーは排出される方には資源化できる紙としての認識が低いのが現状です。

このため、可燃ごみ収集時における古紙類分別排出のPRの強化、集団資源回収活動の活性化に努めるとともに、ミックスペーパーを資源回収に出すように職員、市民、事業者に呼びかけるなどの資源化の取り組みを推進し、可燃ごみ（燃えるごみ）中の資源化可能な紙類を削減します。

④家庭系ごみへの有料制導入

現在の家庭系ごみの収集から焼却処理・最終処分に至る処理費用は、税金で賄っています。すなわち、ごみ減量・資源化に取り組んでも取り組まなくてもごみ処理費用は税金から支出され、負担に対して不公平が発生しています。また、家庭系ごみの有料化は、市民一人ひとりのごみに対する関心を高め、また、減量活動に伴う経済効果をよくわかって貰うと、10～20%程度の可燃ごみ（燃えるごみ）の削減が図れると言われています。

このため、焼却ごみの半減を目指し、家庭系ごみの有料化を導入していきます。

⑤バイオマス（生ごみ・剪定枝等）の資源化

バイオマス（生ごみ・剪定枝等）は可燃ごみ（燃えるごみ）の約38%（重量比）を占め、資源化の取り組みによる可燃ごみ（燃えるごみ）の削減効果は、紙類、プラスチック類への取り組みを越えて一番大きいと考えられます。また、事業系ごみ中のバイオマス（生ごみ・剪定枝等）も家庭系ごみと同様に大きな割合を占めています。

生駒市は生ごみ（厨芥類）のメタン発酵と堆肥化が可能なエコパーク21（汚泥再

生処理施設）を保有しており、この施設の有効活用を含めてバイオマス（生ごみ・剪定枝等）の資源化施策に取り組んでいきます。

⑥事業系ごみ有料指定袋制の導入

事業系ごみの有料指定袋制は、ごみ排出事業者が排出量を袋の枚数で把握でき、ごみ減量の取り組みがごみ処理費用の削減に結びつくため、事業系ごみ減量効果が発揮されると言われています。実際、導入した神戸市では対前年度比28%の事業系ごみが削減されています。

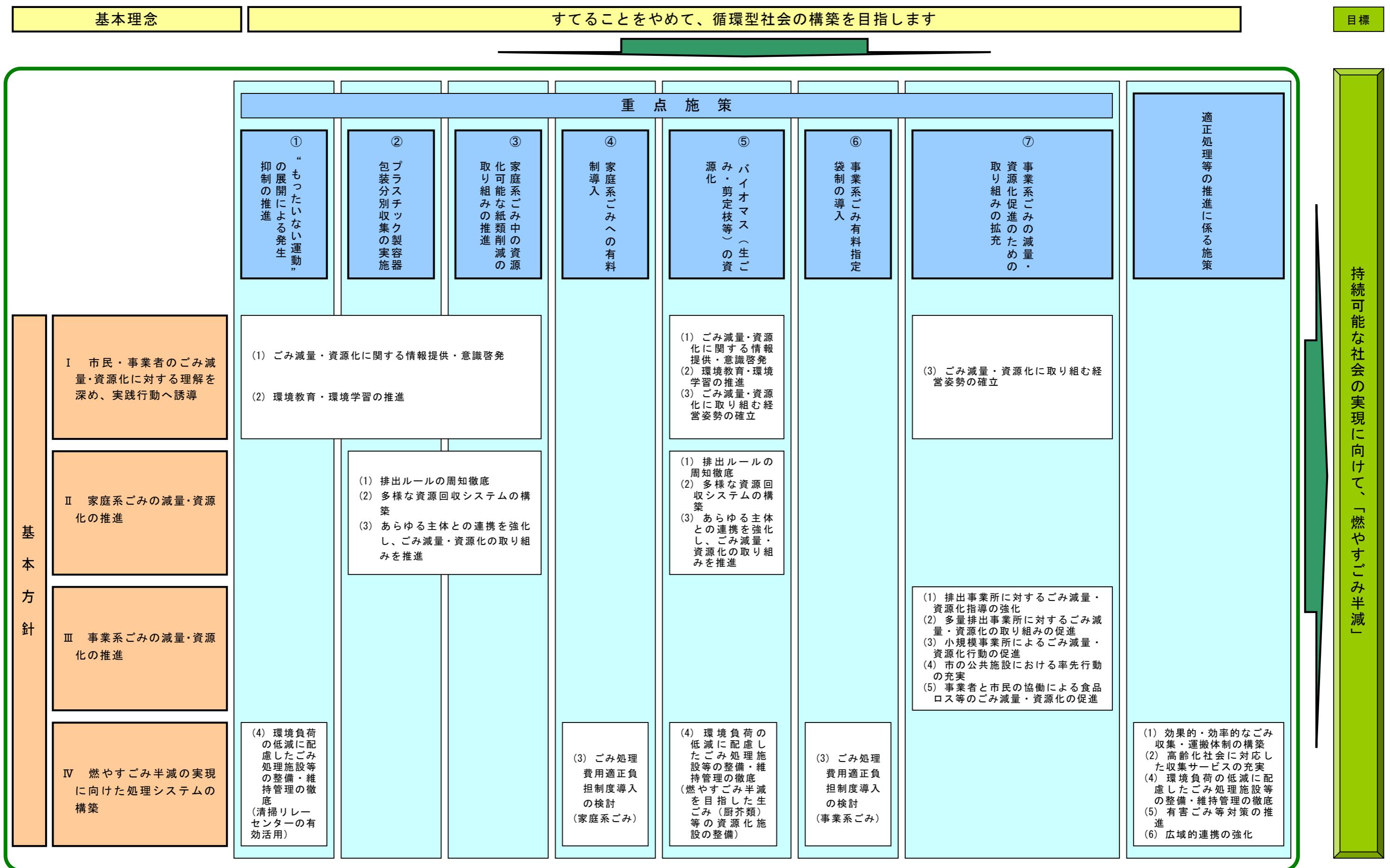
このため、事業系ごみへ有料指定袋制を導入します。

⑦事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充

生駒市における事業系ごみの減量対策は、事業系ごみの出し方をホームページで簡単に触れている程度でした。昨年度から、ようやく事業系一般廃棄物減量化計画書に基づく減量・資源化指導に着手した状況です。前計画のごみ排出量の目標は、家庭系ごみでは達成していますが、事業系ごみの排出量の目標は達成していません。また、排出量もほぼ横ばいで推移しています。

このため、**公共機関、教育機関を含む**大規模事業所に対しては、事業系一般廃棄物減量化計画書に基づく減量・資源化指導を充実していきます。一方、小規模事業所に対しては、事業系ごみに対する排出者処理責任の浸透、有料指定袋制の導入による減量・資源化行動への誘導を推進していきます。

図3－1 基本方針、重点施策、個別施策の関係



重点施策による燃やさごみ半減の実現可能性を検証しています。表は分かりやすく表現できるように見直しています。

第4章 重点施策の実施による燃やさごみ半減の実現

生駒市では、7つの重点施策に取り組み、私たちの暮らしや事業活動を根本から見直し、また、市民・事業者の協働による発生抑制の取り組みを展開するとともに、家庭から外出されるプラスチック製容器包装、家庭や事業所から排出されている紙類（新聞・雑誌・段ボールやミックスペーパー）、生ごみ（厨芥類）等の資源化を推進していきます。さらに、職員・市民や事業者と共にごみ減量・資源化行動の実践をするため、家庭系ごみの有料制導入、事業系ごみへの有料指定袋制の導入を図ります。

これらにより、図4-1、表4-1に示すように、生駒市の市施設による受入量を平成21年度の36,000tから最終目標年度（平成32年度）には28,000tへと8,000t削減とともに、焼却ごみ量については平成21年度の35,000tを最終目標年度（平成32年度）には17,000tへと半減します。また、資源化量は、平成21年度の7,000千t（資源化率17%）から最終目標年度（平成32年度）には20,000t（資源化率53%）へと高めます。

このように燃やさごみ半減を実現し、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築による持続可能な社会の実現を目指していきます。

図4-1 燃やさごみ半減実現の算定結果

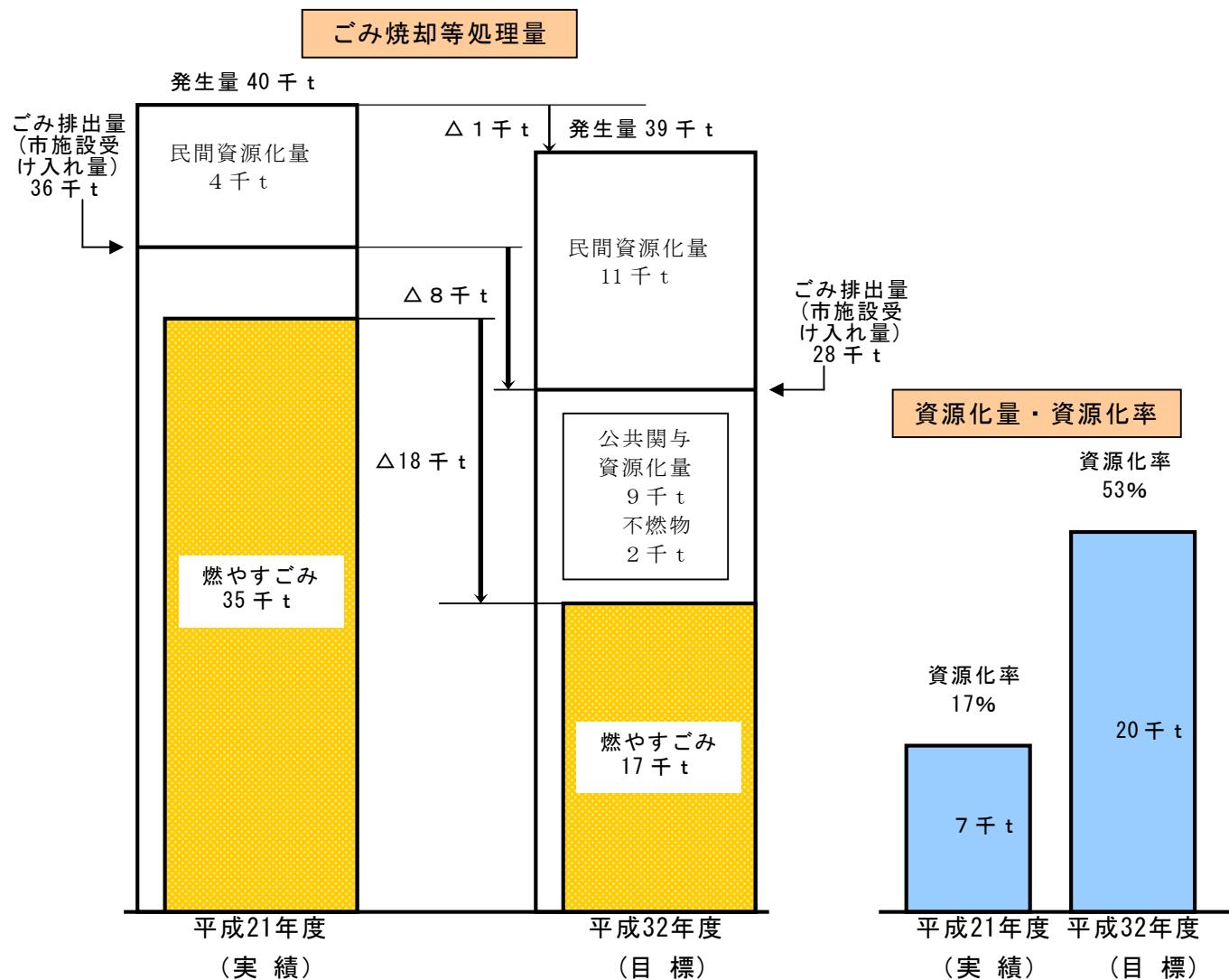


表4－1 燃やすごみ半減実現の算定結果²⁾

	基準年度 (平成21年度)	最終目標年度 (平成32年度)	削減量
ごみ発生量 A	40千t	39千t	△ 1千t
ごみ排出量（市施設受入量）B	36千t	28千t	△ 8千t
焼却処理量 C	35千t	17千t	△ 18千t
資源化量 ¹⁾ D	7千t	20千t	+13千t
資源化率 D/A	17%	53%	—

注1)集団資源回収量、生ごみ自家処理量、事業所の自主的資源化量等民間資源化量を含みます。

2) A～Dの記号や罫線の枠内の色は、資料1－1 燃やすごみ半減の実現に向けた重点施策実施による、最終目標年度における焼却ごみ量の算定の罫線枠内の記号や色と一致しています。

4つの基本方針に個別施策を合わせるため再編成するとともに、重複施策等を削除しています。

第5章 燃やすごみ半減を実現するための施策

以下には、燃やすごみ半減実現のための4つの基本方針に基づき、重点施策を支える個別施策を整理しました。

第1節 職員・市民・事業者のごみ減量・資源化に対する理解を深め、実践行動を共に起こす

(1) ゴミ減量・資源化に関する情報提供・意識向上施策の推進

職員・市民、事業者と共に具体的なごみ減量・資源化行動が実践できるよう情報提供を充実します。また、若い世代を中心とした自治会経由以外の情報提供手段を検討します。また、暮らしや事業活動を根本から見直しするため“もったいない運動”を展開します。

- 自治会経由や市の広報による情報提供に加え、ホームページ、パンフレット等多様な媒体を活用して情報提供
- プラスチック製容器包装の全市分別収集実施等の新たなごみ減量・資源化の取り組みを導入した場合、ごみ減量効果等の情報をタイムリーに分かりやすく提供
- 食べ物を大切にする運動やマイバッグ、マイボトル持参運動等の“もったいない運動”を展開
- 職員対策入れて欲しい

(2) 環境教育・環境学習の推進

1) 学校での環境教育の充実

子どもたちにごみ減量や資源を大切にする意識を持ってもらえるよう、小中学校での環境教育を充実します。

- 学校の教職員とごみ担当職員との連携強化
- 収集業者と連携したごみの収集体験等体験学習の充実
- 食育活動と連携した環境教育の充実

2) 地域での環境学習の機会の充実

幅広い年齢層に対応した環境学習を推進し、ごみ減量・資源化の自主的な取り組みの浸透や地域でごみ減量・資源化活動に率先して取り組む人材を育成します。

- 親子一日環境教室、体験学習、清掃センターの施設見学、出前講座など多彩な環境学習メニューを市民に提供
- 市民、市民活動グループ、生産・流通事業者、ごみ収集・処理業者等が連携し、子どもから高齢者まで各年代に向けた環境学習プログラムを作成

(3) ゴミ減量・資源化に取り組む経営姿勢の確立

ごみの適正処理やごみ減量・資源化の責任が排出事業者にあることを理解して貢う

ために、市内事業者への環境マネジメントシステムの普及などにより、ごみ減量・資源化に取り組む経営姿勢の定着を目指します。

- ごみ減量・資源化の手引き等を作成し、事業活動から排出されるごみの適正処理やごみ減量・資源化の責任が排出事業者にあることを理解して貰う
- 商工会議所等と連携し、ISO14001 や小規模事業所向けの環境マネジメントシステム等を市内事業所へ普及する取り組みを強化する。o r 開始する。
- ごみ減量・資源化に取り組む優良事業所を選定し、顕彰する制度の創設を検討

第2節 家庭系ごみの減量・資源化の推進

(1) 分別排出ルールの理解度向上策を検討・実施・検証

1) 排出ルールに関する理解度の調査・検証体制の充実

分別排出ルールの理解度を高めるため、生駒市が作成する広報紙、チラシ等が、市民にどう理解され、どう評価されているのかについて調査する体制を充実させ、それらの結果を踏まえ、これらルールの表現方法と伝える体制を整備していきます。

- ごみ収集日程表の表現方法について、関係者の意見を聞く機会を増やす。
- ごみ分別の細分化に伴うごみの出し方等に関する相談体制の充実
- 広報紙や地元説明会等を活用し、分別排出の方法やルールの理解度を調べ、改善していく。

2) 分別排出体制の充実による分別排出のルールの理解度向上

自治会役員、清掃指導員、収集業者等と連携して、ルール通りの分別排出システムを創っていきます。

- 自治会役員や清掃指導員と連携し、ステーションでの分別体制を充実させる
- 収集業者と連携し、ルール違反ごみに対する注意書の添付と取り残しの強化
- 単身者の多い地域やワンルームマンションなど、ごみ排出に関する情報が届きにくい住宅については、居住者だけでなく、マンション所有者・管理人にも協力要請

(2) 多様な資源回収システムの構築

1) 分別収集の拡充

燃やごみ半減を目指し、家庭系ごみ中に占める割合の高い紙類（新聞紙、段ボール、雑誌、ミックスペーパー）、生ごみ（厨芥類）等を収集対象とした、分別収集を拡充します。

- 市民とのごみに関する意見交換会を定期的に開催し、分別収集に対する市民の意見や評価を把握・改善
- 必要に応じて既存の分別収集品目の収集頻度等の見直し
- ごみステーションでの古紙の回収について、市の広報等を用いたPRを充実し、

排出世帯数を拡大

- 燃やすごみ半減を目指し、生ごみ（厨芥類）等新たな分別収集の実施
- 将来の生ごみ堆肥化量の増加に対応するため、エコパーク21の生ごみ（厨芥類）を活用し、有機堆肥と農産物の地域循環のモデル事業実施を検討
- レアメタル等の含有量が多い小型家電製等の新たな資源について、国の方針等を考慮した上で分別収集の実施を検討

2) 分別収集を補完する資源回収システムの充実

- 牛乳パック、食品用発泡トレイ、使用済み食用油等の資源の持ち込み拠点の整備・拡充など、分別収集を補完する資源回収システムを充実します。
- 拠点回収を実施する公民館、自治会館、集会所等公共施設、拠点回収品目の増加
 - リサイクルセンター等、家庭内に貯まった古紙、びん・缶等の資源を持ち込むことができる持ち込み拠点の整備検討

3) 店頭回収の普及・充実

スーパー等の小売店に店頭回収の実施や拡充を要請し、容器包装ごみの削減を図ります。

- 白色トレイ、牛乳パックなどの店頭回収の実施・拡充
- 店頭回収の場所を市民に情報提供するとともに、洗浄して出す等市民協力内容について市民に呼びかけ

4) 集団資源回収活動への支援の充実

集団資源回収のさらなる活性化や、未実施地域での実施を目指した取り組みを充実します。

- 古紙回収業者等の情報提供、回収品目の拡大等補助金交付内容の充実
- ミックスペーパーの回収に関する情報提供の充実と回収実施団体の拡大
- 未実施地域における未実施理由の把握と実施の働き掛け
- 集団資源回収の世話役に負担のかからない各戸収集方式による集団資源回収に関する情報収集と市民へ方式の紹介

5) 生ごみ（厨芥類）堆肥化や剪定枝チップ化の取り組みへの支援の充実

各家庭や地域、学校等における、生ごみ（厨芥類）や剪定枝等のバイオマス資源の堆肥化、チップ化等による資源化の取り組みに対する支援を充実します。

- 家庭用生ごみ処理容器及び処理機設置費補助事業を今後も継続・拡充
- 地域や学校で業務用生ごみ処理機等を用いた生ごみリサイクルへの支援の検討
- 剪定枝のチップ化を促進するため、近隣の民間剪定枝処理業者情報の収集・提供、市による剪定枝の受入とチップ化及びチップの市民への提供事業の実施検討、剪定枝小型破碎機の貸出による支援事業の実施検討

（3）あらゆる主体との連携を強化し、ごみ減量・資源化の取り組みを推進

1) 事業者との連携による環境配慮型販売の普及

生駒市環境地域協議会「ECOMA」と連携するなどにより、製品の購入や使用、廃棄によって排出されるごみの削減に配慮した事業活動を普及し、市民によるごみの発生抑制を支援します。

○環境協定方式によるレジ袋削減の取り組みとともに、レジ袋配布の完全廃止に向けて市内店舗へ働き掛け

○事業者に対し、簡易包装の拡大、詰め替え式容器の販売促進、野菜や肉類の皿売り・ばら売り・量り売りの拡大、修理体制の整備、使用後の製品の回収等の要請

○環境にやさしいお店「エコハート登録店」制度の見直しと、環境配慮型販売に取り組む店舗の積極的な利用を市民に呼びかけ

2) ごみ減量・資源化に取り組む市民活動・事業者活動グループとの連携の推進

ごみ減量・資源化に取り組む環境NPO等市民活動・事業者活動グループとの連携を深め、ごみ減量・資源化活動をさらに推進します。

○環境フリーマーケットの開催、ホームページを活用した不用品交換情報の提供

○環境NPOが実施する陶磁器・ガラス製食器のリユース・リサイクル活動等、市民活動グループによるリユース活動に対する支援の充実

○市民活動グループと意見交換し活動課題の把握、相談機能の充実

○生駒市がコーディネート機能を發揮し、市民活動グループ間の連携を促進

○事業者活動の事例があれば

第3節 事業系ごみ減量・資源化の推進

(1) 排出事業者に対するごみ減量・資源化への取り組みの強化

1) 監視体制の強化による不適正ごみの搬入防止

清掃リレーセンターや清掃センターにおける事業系ごみに対する監視体制を強化し、不適正ごみの搬入を防止します。

○搬入時の監視体制を強化

2) 事業系ごみの排出実態の把握

市内事業所のごみ排出実態調査を実施し、事業者によるごみ減量・資源化の取り組み状況を把握します。また、収集許可業者と連携し、古紙等の資源化物の混入や不適物の排出が多い事業所に対して指導をしていきます。

○業種別のごみ排出量、ごみ組成等を把握

○収集許可業者と連携し、古紙等の資源化物の混入や不適物の排出が多い事業所に対して指導を強化

(2) 多量排出事業所によるごみ減量・資源化の取り組みの促進

多量排出事業所に対して、自主的なごみ減量・資源化を促すとともに、ごみ減量・資源化に関する情報提供や指導等を充実します。

- 事業系一般廃棄物減量化計画書の提出制度を活用し、多量排出事業所の古紙類や食品廃棄物等のごみ減量・資源化を促進
- 多量排出事業者への訪問ヒアリングの実施、研修セミナーの開催など廃棄物管理責任者を通じた減量・資源化指導を充実
- 事業系一般廃棄物減量化計画書を提出する特定事業者対象規模の見直しなど、多量排出事業者を対象とした減量指導を段階的に拡充
- 大規模事業所の新規建設時に、ごみ置き場や資源保管場所の整備を指導

(3) 小規模の事業所によるごみ減量・資源化行動の促進

商工会議所や、収集許可業者、再生資源回収業者などと連携し、小規模の事業所におけるごみ減量・資源化行動の実践を支援します。

- 収集許可業者と連携して小規模事業所の資源の分別収集を促進
- 古紙問屋等資源回収拠点情報の収集と提供
- 商工会議所等と連携し、オフィス町内会等の事業所の資源共同回収システムの形成

(4) 市の公共施設における率先行動の充実

生駒市有数の事業所である生駒市役所が他の事業者の模範となるよう、率先して、ごみ減量・資源化の行動に取り組みます。

- 生駒市は LAS-E (※) を認証取得し、環境マネジメントシステムに基づき、環境施策やごみの適正処理やごみ減量・資源化に取り組む率先行動を実践

※環境自治体スタンダード (Local Authority's Standard in Environment)。環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを、自治体が確立運用し、その取り組み内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準です。

○学校のことも書ければ書く。

(5) 事業者と市民の協働による食品ロス等のごみ減量・資源化の促進

売れ残りや食べ残し食品の廃棄を減らすため、市民と事業者が一体となって食品ロスに伴うごみ等のごみ減量を進める運動を展開

- 市民と事業者が連携して、食べきり運動等食品ロス発生抑制の運動を展開

第4節 燃やすごみ半減の実現に向けた処理システムの構築

(1) 効果的・効率的なごみ収集・運搬体制の構築

収集ルートの見直し、清掃センターへの収集ごみの直送等を実施し、効果的・効率的なごみ収集・運搬体制を構築します。また、現在のステーション排出についても必要に応じて見直していきます。

- 必要に応じて収集ルートを見直し

- 清掃センターへの収集ごみの直送を実施
- 将来、燃やすごみ半減を目指して生ごみ（厨芥類）等の分別収集を導入する場合には、ステーション管理のあり方等を検討するとともに、効果的・効率的な収集・運搬体制を検討
- 家庭系ごみ有料制導入に伴う各戸収集の検討

（2）高齢化社会に対応した収集サービスの充実

ステーションへのごみ排出が困難な高齢者世帯や障害者世帯のごみ排出を支援するごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を充実

- ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を充実

（3）ごみ処理費用適正負担制度導入の検討

1) 家庭系ごみ

焼却ごみの半減に向けて、ごみ減量・資源化促進やごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、家庭系ごみに対する有料制の導入について検討します。

- 大型ごみ、可燃ごみ（燃やすごみ）等の家庭系ごみについて、有料制の導入を検討

- 有料制の導入に際しては、以下の事項について十分配慮

- ・多方面の関係者の意見を十分聴取して有料制導入について議論
- ・現在のごみ処理費用など、家庭系ごみの有料制導入の必要性に関する情報を提供し、導入に対する市民の理解と納得を得るよう努力
- ・多様な資源回収システムを構築し、市民へごみ減量・資源化手段として提供。また、ごみ減量・資源化の努力により負担軽減が図れる仕組みの検討
- ・低所得者層に対する減免措置の導入など、市民に対して単純な負担増にならないように配慮
- ・有料制導入の収益の使途については、市民や市民グループ等のごみ減量・資源化の活動への支援にも活用

2) 事業系ごみ

現在の処理手数料は、ごみの処理原価の20%弱であることを事業者に周知するとともに、事業系ごみの処理手数料の適正化を図り、事業者がごみ減量・資源化行動を取りやすいように、処理手数料を定期的に見直します。また、事業系ごみについて、収集許可業者と十分に調整し、袋代に処理料金を上乗せした価格による有料指定袋制の導入を実施します。

- 有料指定袋制の導入
- 処理手数料を定期的に見直し

(4) 環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設等の整備・維持管理体制の充実

1) 環境負荷の少ない低公害車の導入促進

ごみ処理事業に用いる車両に関して、環境負荷の少ない低公害車などを計画的に導入します。

- 環境負荷の少ない低公害車などを計画的に導入

2) 清掃リーセンターの有効活用の検討

清掃リーセンターについては、施設の老朽化が進みつつあること、また、ごみ処理費用の削減の観点から、中継機能の縮小とともに、今後の清掃リーセンターの活用方法について検討します。また、清掃リーセンターを利用し、資源の持ち込み拠点としての機能や市民の環境学習やごみ減量・資源化活動の拠点機能を果たす、リサイクルセンターの整備を検討します。

- 清掃リーセンターの機能縮小

- 清掃リーセンターを活用したリサイクルセンターの整備

3) 清掃センターの適正な維持管理体制の構築

清掃センターについて、長期包括による運営委託事業により、有害物質のみならず炭酸ガス排出量も軽減できる循環型社会に相応しい運転管理を進めます。また、本計画の最終目標年度である平成32年には、清掃センターが運転開始後30年を迎えることから、適切な維持管理ができる体制を整備して、新たな清掃センターの整備のあり方に関する検討を始めます。

○清掃リーセンターの長期包括による運営委託事業による適正な維持管理体制とその検証体制の確立

- 新たな清掃センターの整備のあり方の検討

4) 燃やすごみ半減を目指した生ごみ（厨芥類）等の資源化施設の整備

ごみ中に占める割合が高い生ごみ（厨芥類）、季節変動が大きな剪定枝等の燃やすごみ半減を目指して資源化を推進するごみ種に対して、資源化を推進するための施設整備を検討します。また、民間委託化も含めて検討することとし、生駒市周辺の民間資源化施設の立地情報を収集します。

○生ごみ（厨芥類）の堆肥化、メタン発酵等による資源化を推進するため、処理能力向上を図るためのエコパーク21の施設改修や新規施設の整備を検討

- 燃やすごみ半減を実現するための剪定枝等の資源化施設の整備を検討

- 民間の資源化施設を活用した生ごみ（厨芥類）、剪定枝等の資源化の検討

○エコパーク21において生ごみ（厨芥類）から作った堆肥の成分を分析して肥料としての効果を把握するとともに、堆肥の有効利用について検討

- 堆肥化、バイオガス化など、生ごみ（厨芥類）の資源化方式に関する調査・研究

(5) 有害ごみ等対策の推進

有害ごみや危険ごみ及び適正処理困難対策を推進するとともに、レアメタル含有小型家電製品等の新たな国の動向について情報を収集していきます。

- 有害ごみや危険ごみ対策の推進
- 適正処理困難の引取先情報の収集と市民・事業者への情報提供
- レアメタル含有小型家電製品等の新たな国の動向について情報を収集

(6) 広域的連携の強化

1) 周辺自治体との連携の強化

レジ袋削減対策の推進等に関する周辺自治体との連携を強化して取り組んでいきます。

- 周辺自治体との連携を強化してごみ減量・資源化に関する取り組みを推進

2) フェニックス最終処分場等広域的連携事業の推進

生駒市の焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）に搬入、最終処分していることから、フェニックス最終処分場に関する計画の期限が切れる平成33年度以降の広域最終処分場の安定的な確保を、国、県に要望していきます。

- 平成33年度以降の広域最終処分場の安定的な確保を、国、県に要望

3) 災害時及び施設の故障や施設の改修時における相互支援体制の構築

焼却炉の点検や緊急時の応援対応等における相互支援体制を構築します。

- 焼却炉の点検や緊急時の応援対応等における相互支援体制の構築

第6章 計画推進のために

(1) P D C Aサイクルによる計画の進行管理

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるP D C Aサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行う必要があります。

このため、生駒市が認証取得するLAS-Eの環境マネジメントシステムからP D C Aサイクルによる進行管理の手法を学び取り、**生駒市に適した現実的なP D C Aサイクルを構築していきます。**

具体的には、本基本計画に基づき毎年度実施する施策内容を取りまとめる一般廃棄物処理実施計画の策定時に、品目別ごみ排出量、焼却処理量、重点施策の実施状況を点検・評価し、その結果を基に前年度の一般廃棄物処理実施計画を見直すことによる進行管理の実施を目指していきます。

また、清掃工場では、10年間の維持管理計画を順次実施していくに際し、毎年度実施計画の策定時に、運転管理、補修管理、実施体制、必要経費計画などの実施状況を点検・評価し、その結果を基に前年度のこれらの実施計画を見直すことによる進行管理の実施を目指していきます。

(2) 進捗状況の公表

生駒市ごみ処理基本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、生駒市環境審議会に報告するとともに、市の広報やホームページ等を活用して、市民に公表していきます。

第7章 重点施策の実施スケジュール

以下の表7-1には、重点施策の実施スケジュールを示しました。

① “もったいない運動” の展開による発生抑制の推進

私たちの暮らしや事業活動を根本から見直し、また、市民・事業者の協働の取り組みの気運を高め、家庭系ごみ、事業系ごみの発生抑制を推進するため、食べ物を大切にする運動、使い捨て商品を使わない運動、物をすべて大事にする運動等の“もったいない運動”を毎年継続的に実施・展開していきます。

② プラスチック製容器包装の分別収集の実施

プラスチック製容器包装の分別収集の実施は平成23年10月から全市実施する予定ですが、出し方や洗う程度が分かりにくいため、地元説明会を開催し、**排出ルールの理解を深める**施策を平成23年前半に行います。この時には、古紙類やミックスペーパーの出し方、集団資源回収の実施の呼びかけなども合わせて行い、また、できる限り地域のごみ減量・資源化における問題点等も把握できるようにしていきます。

③ 家庭系ごみ中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進

古紙の回収量を増やすには、集団資源回収活動の活性化が不可欠であり、平成23年度～24年度において、集団資源回収の未実施地区と未実施の理由について把握し、地域へ集団資源回収実施を働き掛けていきます。また、可燃ごみ（燃えるごみ）収集時への、新聞紙、段ボール、雑誌、ミックスペーパーの排出の呼びかけと、集団資源回収におけるミックスペーパーの回収の呼びかけを継続的に実施していきます。

④ 家庭系ごみへの有料制導入

家庭系ごみの有料化について、平成23年度に検討します。検討に当たっては多方面の関係者の意見を充分に聞き、1年間をかけて関係者と充分に議論していきます。なお、ごみ手数料金の改定についても平成23年度に検討します。導入の方針が決まれば、平成24年度に市民への地元説明会の開催、広報紙の活用等により、有料制実施の周知徹底を図り、平成25年度から家庭系ごみの有料制を導入していきます。

⑤バイオマス（生ごみ・剪定枝等）の資源化

生ごみ（厨芥類）については、当面は、事業系生ごみをエコパーク21の施設に投入していきます。投入量は現在の2倍を予定しています。この事業系生ごみの投入は平成25年度まで続けます。

エコパーク21だけでは、生駒市から排出される全生ごみ量を受け入れることは困難であり、市内に生ごみ（厨芥類）の資源化施設を整備、近隣の民間生ごみ（厨芥類）資源化施設を活用、自家処理やディスポーザーによる対応などを検討し、平成25年度には

検討委員会を開催するなどにより方向付けを行うとともに、施設整備が必要であれば平成26年度に整備を行います。

生ごみ（厨芥類）の分別収集は平成27年度から実施と予定しています。なお、生ごみ（厨芥類）の堆肥化において問題となるのは、良質の堆肥を生産するための分別排出ルールの徹底と生産された堆肥の需要先の確保ですが、安定的な需要先確保のため早い段階からエコパーク21の生ごみ（厨芥類）を活用し、有機堆肥と農産物の地域循環のモデル事業に取り組んでいきます。

また、剪定枝については、市による剪定枝チップ化施設の整備、小型剪定枝破碎機の貸出制度の創設等を検討し、平成27年度から有効な取り組みを実施していきます。

⑥事業系ごみ有料指定袋制の導入

ごみ減量・資源化の効果が大きいと言われている、事業系ごみへの有料指定袋制（ごみ処理手数料をごみ袋に上乗せしてごみ袋を販売）の導入を平成23年10月に行います。

⑦事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充

事業系ごみの減量・資源化を促進するため、事業系ごみの排出実態を把握し、減量・資源化の基礎資料とともに、多量排出事業所に対しては事業系一般廃物資源化計画に基づく減量指導体制を確立します。一方、少量排出事業所に対しては、事業者のごみ減量・資源化意識の向上に努めるとともに、対応方策について先進事例等から学び、有効と思われる施策を実行していきます。

表7-1 燃やさごみ半減の実現に向けた重点施策の実施スケジュール

	H23		H24		H25		H26		H27		H28以降	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
①“もったいない運動”的展開による発生抑制の推進											“もったいない運動”的継続的実施と展開	
②プラスチック製容器包装の分別収集の実施	自治会等に出し方、洗う程度等の説明会を開催合わせて、古紙類やミックスペーパーの出し方、集団資源回収の意義等を説明										プラスチック製容器包装分別収集	
③家庭系ごみ中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進							可燃ごみ(燃えるごみ)収集時古紙類、ミックスペーパーの回収、集団資源回収の活動の活性化等					
④家庭系ごみへの有料制の導入	有料制導入のための委員会開催(ごみ処理手数料改定も含めて検討)	パブコメ条例改正	指定袋販売店の募集 指定袋作成	自治会で有料制導入について説明等周知徹底							家庭系ごみへの有料制の導入	
⑤バイオマス(生ごみ・剪定枝等)の資源化	事業系生ごみのエコパーク21による堆肥化		生ごみ(厨芥類)への対応方策の検討 堆肥の地域循環の仕組みの検討(モデル事業の実施等) 民間生ごみ資源化施設の整備動向の把握 剪定枝の減量方策の検討		エコパーク21の整備方針の策定(施設整備、民間委託含めて検討)		施設整備(必要な場合に整備)		生ごみ分別収集と資源化 剪定枝対策の実施(小型剪定枝破碎機等の貸出等)			
⑥事業系ごみ有料指定袋制の導入	制度設計 条例改正 (料金徴収容量制の条例化等) 周知徹底										事業系ごみへの有料指定袋制の導入	
⑦事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充	事業系ごみの実態把握		大規模事業所減量指導体制の確立								減量指導等の拡充	
	小規模事業系ごみの対応方策の検討											

資料編

資料1 重点施策の実施による焼却ごみの半減の算定過程

以下では、第3章に掲げた7つの重点施策を実施した場合の平成32年度における焼却ごみ量を算定しました。

すなわち、現在（基準年度平成21年度）のごみ減量・資源化の取り組み水準で平成32年度まで推移した場合のごみ排出量を予測し、このごみ排出量に対して燃やすごみ半減を実現するための重点施策を実施した場合の可燃ごみ（燃えるごみ）の削減量を設定し、これをごみ排出量から差し引くことにより、平成32年度の焼却処理量を算定しました。算定の過程は資料1－2に示すとおりです。

1. 現在のごみ減量・資源化の取り組み水準で平成32年度まで推移した場合のごみ排出量の予測

各ごみ種ごとに、市民1人1日当たりの排出量が将来も変わらないものとして、基準年度（平成21年度）の1人1日当たりの排出量に将来人口（平成32年度で121,000人と設定）を乗じて予測しました。

2. 燃やすごみ半減のために実施する重点施策

燃やすごみ半減のために実施する重点施策は、以下のとおりです。なお、重点施策の概要は第3章で説明をしています。

〔燃やすごみ半減を実現するための重点施策〕

- ① “もったいない運動”の展開による発生抑制の推進
- ② プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- ③ 家庭系ごみ中の資源化可能な紙類削減の取り組みの推進
- ④ 家庭系ごみへの有料制導入
- ⑤ バイオマス（生ごみ・剪定枝等）の資源化
- ⑥ 事業系ごみ有料指定袋制の導入
- ⑦ 事業系ごみの減量・資源化促進のための取り組みの拡充

3. 重点施策実施による新規ごみ削減量

重点施策実施による新規ごみ削減量は、現在の減量・資源化量とごみ中に含まれる減量・資源化可能物の量から分別回収率を求め、資料1－3に示すように現在の分別回収率を最終目標年度には概ね7～8割に高めることとして新規ごみ削減量を算定しました。算定結果を品目別に資料1－1に整理しています。

資料1－1 重点施策実施による新規ごみ削減量

		新規削減量	分別収集等公共 関与による削減	集団資源回収等 民間自主的 活動による削減
家庭系 ごみ	発生抑制	1,000t	—	1,000t
	紙類	2,960t	750t	2,210t
	布類	10t	0t	10t
	プラスチック類	1,010t	1,010t	0t
	生ごみ(厨芥類)	5,400t	3,510t	1,890t
	剪定枝	650t	400t	250t
	大型ごみ	300t	0t	300t
	計	11,330t	5,670t	5,660t
事業系ごみ		3,500t	360t	3,140t
合計		14,830t	6,030t	8,800t

4. 焼却ごみ量の算定

平成32年度のごみ排出予測量（現在のごみ減量・資源化の取り組み水準で平成32年度まで推移した場合のごみ排出予測量）から、燃やすごみ半減のために実施する重点施策による新規ごみ削減量（資料1－1参照）を差し引き、焼却ごみ（可燃ごみ、大型ごみ）の将来排出量を算定しました。

なお、資料1－1に示した新規ごみ削減量のうち、分別収集等公共関与による削減量は、分別収集量や拠点回収量として、生ごみ（厨芥類）、プラスチック製容器包装、資源ごみ等の生駒市が収集している既存資源化に上乗せして資料1－2のごみ排出量に記しています。一方、集団資源回収等民間自主的活動による削減量は、資料1－2のごみ排出量の民間資源化量に合計値を記しています。また、新規ごみ削減量のうち、物をすべてない暮らしへの転換や大型ごみの永く使うことによる発生抑制量を除けば、その他は全て資源化量となり、資料1－2の資源化量に内訳別に整理しています。